

保険スポットライト

FASBが短期保険契約に関する 新たな開示の要求事項を公表

目次:

- ・ 背景
- ・ 要旨
- ・ 発生・支払ロス・ディベ
ロップメント・テーブル
に関する追加情報
- ・ 保険負債の算定に関
する重要な変更
- ・ 支払備金・未払損害調
査費のロールフォワード
- ・ 経過措置
- ・ 先を見越して
- ・ 連絡先
- ・ 付録A－発生・支払ロ
ス・ディベロップメント・
テーブル
- ・ 付録B－実際の保険
金支払までの期間
- ・ 付録C－国際的コン
バージェンス



要約

- ・ 2015年5月21日、FASBは、ASU 2015-091号¹を公表しました。これは、短期保険契約に関して保険会社に義務付けられる開示の範囲を拡大するものです(当該ASUは短期契約の保険契約者には適用されません)。
- ・ 当該ASUは、開示のみに焦点を当てており、米国会計基準の短期保険契約の会計モデルを変更するものではありません。
- ・ 当該ASUでは、新たな重要な開示として、発生と支払の事故年度別クレーム・ディベロップメント・テーブルの表示を求めています。クレーム・ディベロップメント・テーブルに記載する保険金の情報は、10年を超える必要はありません。
- ・ 開示の適切な細分化の程度は、保険会社の固有の事実・状況およびその保険負債の特性によって決まります。
- ・ 当該ASUは、公開企業については、2015年12月16日以後開始事業年度の年次報告から適用され、2016年12月16日以後開始事業年度からは期中報告にも適用されます。その他の企業については、1年遅れで適用されます。早期適用は認められています(詳細については後述の経過措置を参照)。
- ・ 保険会社は、現在追跡できないまたは容易に入手できない短期保険契約に関する情報について、この新たな開示の要求事項を充足するよう、情報収集のための情報システムや内部統制の構築または見直しが必要となる可能性があります。
- ・ 当該ASUの開示の要求事項は、IFRSの現行の開示規定とは異なっており、IASBが提案している保険の基準とも異なります。
- ・ 当該ASUが求めるクレーム・ディベロップメントの開示は、SEC基準に基づく同開示と異なっています。保険会社は、現行のSECの開示規定を引き続き遵守する必要があります。

要約を受けて

この保険スポットライトでは、当該ASUに基づく短期保険契約に関する新たな開示の要求事項について取り上げるとともに、これらの要求事項の結果、保険会社が直面する可能性のある主要な論点と潜在的な課題に焦点を当てています。加えて、この「保険スポットライト」には3つの付録が含まれています。付録Aでは、当該ASUに基づき、保険会社がクレーム・ディベロップメントの情報をどのように開示することになるかについて例示しています。付録Bでは、当該ASUに基づいた発生保険金に対する年間平均保険金支払率の開示例の提供と、当該平均値の計算方法を例示しています。付録Cでは、保険契約に関するFASBとIASBのコンバージェンスの取り組みについて取り上げています。

背景

当該ASUは、米国会計基準における保険契約の会計および開示モデルの改善を目的とした、2つのFASBプロジェクトのうちの1つが結実したものです。2013年6月、FASBは、保険契約にかかるIASBとの共同プロジェクトの一環として、ASU案²を公表し、パブリックコメントに付しました。当該公表までに2年間の検討が行われ、その間両審議会は、双方の提案を完全にコンバージェンスすることはできませんでした。この草案に対するプロジェクトメンバーからのフィードバックへの対応として、2014年前半に、FASBは、(1)IFRSとコンバージェンスした会計モデルを追求するのではなく、米国会計基準の保険会計の改善を目的とした取り組みに改めて注力すること、(2)これとは別に、短期契約、長期契約それぞれの改善を目的とした検討を行うことを決定しました。注目すべきことに、FASBは、IASBが提案する契約ベースのアプローチを採用せず、米国会計基準の現行の保険会計の範囲を維持することも決定しました。このため、保険会社³のみが、FASBの改善目標の対象となる予定です。また、FASBは、短期契約の改善目標を開示に絞ることも決定しています。したがって、この新しいASUでは、短期契約に関する現行の会計モデルに対する変更は行われません。

要旨

当該ASUに基づき、短期保険契約を有する保険会社は、年次で以下の開示を行う必要があります。

- 「発生保険金と支払保険金〔および割当損害調査費(claim adjustment expenses: CAEs)〕の事故年度別ディベロップメントの情報(再保険によるリスク軽減後の純額ベース。通常発生保険金が未確定である年数分(財政状態計算書に表示した直近事業年度を含め最長10年分))。直近事業年度より前の各年度のクレーム・ディベロップメントの開示は、補足情報として取扱われる」。表示した直近事業年度に関して、保険会社は、クレーム・ディベロップメント・テーブルに表示した事故年度より前のすべての事故年度に係る未確定の保険金の純額も開示する必要があります(つまり、当該事故年度分については、クレーム・ディベロップメント・テーブル上、個別ではなくまとめて表示)。
- クレーム・ディベロップメントの開示と、「直近事業年度で表示している支払備金および未払(損害調査費)の帳簿価額合計(未払保険金のうち再保険による回収可能額を別途開示)」との調整。
- クレーム・ディベロップメント・テーブルに表示した各事故年度について、(1)保険金請求件数(実務上不可能な場合を除く)、および、(2)既発生未報告(IBNR)備金に、報告済保険金の予想されるディベロップメントを加算した金額、に関する情報。
- 次の算定方法および当該算定方法の重要な変更に関する説明。(1)IBNR備金および報告済保険金と予想されるディベロップメント、および(2)保険金請求累計件数。
- 健康保険を除くすべての保険金について、クレーム・ディベロップメント・テーブルに表示した事故年度に係る発生保険金に対する年間平均保険金支払率(経過年数別、再保険控除後)。
- 支払備金・未払損害調査費の計算に適用した方法と仮定の重要な変更に関する情報⁴。当該変更の理由および当該変更が直近事業年度の財務諸表に与える影響を含む。

² FASB ASU案 保険契約 (Topic 834)。

³ 当該ASUの適用範囲は、ASC 944が適用される保険会社に限定されます(FASB会計基準編纂書(ASC)の表題については、デロイトの「FASB 会計基準編纂書のトピックとサブトピックの表題」を参照)。

⁴ 当該ASUに基づくこの開示は年度のみ求められますが、当該ASUの「結論の根拠(Basis for Conclusions)」では、会計上の見積りの変更による影響については、ASC 270号に基づき、期中財務諸表で開示することが求められるとしています。

- ・ 支払備金・未払損害調査費を現在価値で表示している場合の帳簿価額および次を含む割引の影響。(1)負債から控除した割引額合計、(2)各期に認識する利息費用、(3)利息費用を分類した包括利益計算書上の勘定科目⁵。

加えて、保険会社は、期中および年次の報告時のいずれも以下の開示が求められます。

- ・ 支払備金・未払損害調査費のロールフォワード⁶。
- ・ 健康保険の支払備金・未払損害調査費に含まれる、IBNR備金の総額に報告済保険金の予想されるディベロップメントを加算した金額。支払備金のロールフォワードの開示とは別途開示するか、その一部として開示するかのいずれかによる。適度な細分化が必要。

発生・支払ロス・ディベロップメント・テーブルに関する追加情報

テーブルに記載する年数

FASBのアウトリーチ・プロセスにおいて、10年分の発生・支払ロス・ディベロップメント・テーブルの有用性について言及する財務諸表利用者が多く見られました。しかしながら、FASBは、すべての種類の短期契約について10年分の情報を厳格に求めることは、必ずしも意思決定に最も役立つ情報を利用者が入手できることにはつながらない、と認識しています。このため、FASBは、保険会社が開示すべき情報の期間として、「発生保険金が通常未確定である年数。ただし表示する直近報告期間を含め10年を超える必要はなし」との原則を定めています。保険会社が提供する情報は、契約グループの特性ごとに細分化したものであれば、10年超、10年未満でも可能です。ディベロップメント・テーブルに表示する適切な期間についての経営者の決定は、「発生保険金が通常未確定である年数」の判断を基に行います。

掘り下げた検討

上記の原則を適用する経営者の主観によって、実務上、多様な対応が行われる可能性があります。自動車保険のように保険金の支払までの期間が短い事業ライン(またはその他の細分化された契約グループ)のクレーム・ディベロップメント・テーブルに表示する必要のある年数は、労災補償のような保険金の支払までの期間が長い事業ラインのものとは比べ短くすべきと判断する保険会社もあるでしょう。さらに、保険会社は、SECルールに基づく現在の開示実務と異なり、健康保険をクレーム・ディベロップメント・テーブルに取り込む必要が生じます。通常、健康保険の保険金の支払までの期間は短いため、ディベロップメント・テーブルに表示する当該保険金の事故年数は、10年未満の情報で十分と判断する保険会社もあるかもしれません。

細分化のレベル

当該ASUは、クレーム・ディベロップメント・テーブル上、保険会社の短期契約をどの程度細分化すべきかについては規定していません。むしろ、当該ASUでは、「保険会社は、重要でない大量の詳細情報を含めたり、特性が著しく異なるものを合算することにより、有益な情報が不明瞭となることのないよう、(当該情報を)合算または細分化しなければならない。」とのみ定めています。また、当該ASUは、合算または細分化の程度は、「支払備金・未払損害調査費の特性に関連する事実や状況に応じて決まる」こと、さらには、保険会社が「支払備金・未払損害調査費の情報を、以下のすべてを含む他の目的において、どのように表示しているか。」を考慮すべきであることに言及しています。

- 財務諸表以外での開示(例:業績発表、アニュアル・レポート、法定の提出書類、投資家向けプレゼンテーション)
- 財務業績評価のために、最高執行意思決定権者が定期的に関連する情報

⁵ 当該ASUは、短期保険負債を割引くという新たな要求事項は追加していませんが、現行の米国会計基準およびSECスタッフ・ガイダンスでは、一定の条件下で短期保険契約負債の割引が認められているため、FASBは、負債の割引に関する開示は、財務諸表利用者にとって有用となると考えています。

⁶ 従前、この開示は年度においてのみ求められていました。

- c. 上記(a)および(b)で識別された種類の情報と類似した、保険会社または保険会社の財務諸表利用者が保険会社の財務業績評価または資源配分の決定に利用するその他の情報

加えて、当該ASUIは、細分化の適切な基準となり得る区分の例として、具体的に(1)補償の種類(例:主要商品ライン)別、(2)地域別、(3)報告セグメント別、(4)市場または顧客の種類別、(5)保険金の支払までの期間別、を挙げています。また、当該ASUIは、保険会社は異なる報告セグメントの金額を合算すべきではないとしています。さらに、保険会社は、「重要でない」区分のクレーム・ディベロップメントの情報を開示する必要はありませんが、クレーム・ディベロップメント情報と、財政状態計算書上の保険負債計上額との調整においては、こうした重要でない金額も含める必要があります。

当該ASUIのその他の側面

当該ASUIでは、実務上不可能でない限り、事故年度別の保険金請求件数に関する定量的開示を求めています。保険金請求件数の計算方法については規定していません。同様に、保険会社は、IBNRに報告済保険金の予想されるディベロップメントを加算した金額の計算においては、様々な積立方法の適用が認められています。財務諸表利用者がこれらの方法を適切に理解できるよう、当該ASUIは、保険会社に対して、これらの金額の計算方法およびその計算方法の重要な変更について開示するよう求めています。また、保険金請求件数については、保険会社は、(1)請求件数を、保険事故と個々の保険金請求者数のいずれによって測定しているか(例:運転者と2名の同乗者が巻き込まれた自動車事故の場合、保険会社が保険金請求件数を1件と3件のいずれと考えるか)、(2)保険会社が、負債計上に至らない保険金請求をどのように考えているか(例:超過損害保険や補完保険等の補償がある場合、保険金請求に関し、保険会社が負債計上を行わない場合がある)、を示す必要があります。

掘り下げた検討

FASBが、保険金請求件数およびIBNRに報告済保険金の予想されるディベロップメントを加算した金額について事故年度別の情報開示を求める理論的根拠は、財務諸表利用者が報告済保険金の平均請求規模を計算する上で、この情報をクレーム・ディベロップメント情報と関連付けて利用できるようにすることにあります。

年次報告時に、保険会社は、クレーム・ディベロップメント・テーブルの情報と、直近報告期間の支払備金・未払損害調査費の財政状態計算書上の合計額との調整を行う必要があります。この調整の一部として、保険会社は未払保険金のうち再保険による回収可能額を別途開示する必要があります。

当該ASUIでは、保険会社は必須補足情報(required supplementary information: RSI)⁸として、(1)クレーム・ディベロップメント情報に表示される直近報告期間より前のすべての報告期間、(2)直近報告期間の発生保険金に対する年間平均保険金支払率(経過年数別、再保険控除後)(つまり、経過年数別に見た、保険金支払までの期間の履歴)、を表示する必要があります。当該ASUIは、保険会社がクレーム・ディベロップメント・テーブルを表示すべき場所(例:財務諸表外で表示するか、必須補足情報とは何かを適切に明示の上で財務諸表注記として記載するか)については規定していません。

当該ASUIで求められる発生・支払ロス・ディベロップメント・テーブルは、公開会社である保険会社が現在年次でMD&A(Management Discussion and Analysis:経営者による財政状態および経営成績の検討・分析)に記載している10年間の連結ベースのロス・ディベロップメント・テーブルと類似しています⁹。ただし、両者は、以下を含め、主要な点で異なっています。

- 当該ASUIで求められる開示は、一定の事業年度末現在の準備金にかかるその後の動きを追跡するものではなく、事故年度別の保険金の情報の提供を意図。
- 当該ASUIで表示される金額は細分化が必要。
- 当該ASUIは、10年間の情報の開示を求めている。むしろ、表示期間は10年を超える必要はないと規定。

⁷ 「実務上不可能」とはASC 250-10-45-9に規定するものと同じ意味です。保険会社は、保険金請求件数にかかる情報を保険会社が入手できない場合(受再保険の場合や残余市場プールの場合が考えられる)にこの例外を適用することが可能となります。保険会社はこの例外を適用する場合には、その旨を開示するとともに、保険金請求件数にかかる情報提供が実務上不可能である理由を説明する必要があります。

⁸ 監査基準によれば、RSIは企業の基本財務諸表の一部とはみなされず(つまり、基本財務諸表に対する監査意見はRSIを対象としない)、監査人はこうした情報については、特定の手続きに限り実施することになります。ただし、当該ASUIの「結論の根拠」では、「保険会社は、クレーム・ディベロップメント・テーブル全体について監査を受けることを妨げるものではない」と記載されています。

⁹ 損害保険会社は、SECインダストリー・ガイド6「損害保険引受会社の未払保険金および損害調査費に関する開示」(ガイド6)に従い当該テーブルを作成する必要があります。

- ・ 当該ASUIは、健康保険の保険金の動きをディベロップメント・テーブルに含めるよう要請。
- ・ 当該ASUIは、テーブル内の金額を再保険控除後で表示するよう要請。
- ・ 当該ASUIで求められるディベロップメント・テーブルに含まれる直近報告期間の情報は、監査対象。

当該ASUIに基づく発生・支払ロス・ディベロップメント・テーブルの例は、付録Aをご参照ください。

掘り下げた検討

当該ASUIに基づくディベロップメント・テーブルに掲載される情報は、現行のSECルールに基づき要請される情報と類似していますが、当該ASUIを採用する保険会社は、引き続きSECの開示ルールに従う必要があります。SECまたはそのスタッフがこれらの基準を見直す計画を有しているかは明らかではありません。

保険負債の算定に関する重要な変更

支払備金・未払損害調査費は、判断が必要となる経営者の見積りであるため、その残高は毎期、場合によっては四半期ごとに、大幅に増減する可能性があります。見積額の算定にあたり、経営者は、複数の数理的方法による結果を考察し、当該計算に用いた仮定やインプットの妥当性を検討する場合があります。保険会社の準備金計算方法の変更に関し財務諸表利用者の理解を促すため、当該ASUIは、(1)支払備金および未払損害調査費の計算に用いた方法や仮定の重要な変更、(2)変更があった場合には当該変更の理由、(3)表示している直近報告期間の財務諸表に対する当該変更の影響、を年次で開示するよう求めています。当該ASUIの「結論の根拠」に記載のとおり、ASC第250号で会計原則および見積りの変更に関する開示が要求されているものの、現在の米国会計基準には、数理的方法および仮定の変更について開示する明示的な規定はないため、FASBIは、この新しい要求事項には意義があると考えています。

支払備金・未払損害調査費のロールフォワード

ASC 944-40-50-3は従前、保険会社に対して支払備金・未払損害調査費のロールフォワードを年次で開示するよう求めています。FASBIは、アウトリーチの取り組みを通じて、メンバーから、すべての短期契約について期中報告時にも同様の情報開示を保険会社に求めたいとのフィードバックを受領しました。特に、健康保険負債の期中でのロールフォワードは、(1)健康保険の保険金は通常短期の性質を有すること、(2)財務諸表利用者は、前期における負債の見積りのディベロップメントに関心があること、から有用と考えられます。

このため、当該ASUIによって改正されたASC 944-40-50-3では、保険会社に対して以下を開示するよう求めています。

- ・ 損益計算書を表示する各事業年度の期初時点の支払備金・未払損害調査費、および関連する再保険による回収可能額
- ・ 期初からの累計発生保険金および損害調査費。当事業年度に起因するものと前事業年度以前に起因するものとを区別
- ・ 期初からの累計支払保険金および損害調査費。当事業年度の保険事故に起因するものと前事業年度以前の保険事故に起因するものとを区別
- ・ 支払備金・未払損害調査費の期末残高および関連する再保険による回収可能額
- ・ 損益計算書上認識した、前事業年度以前の保険事故に起因する発生保険金および損害調査費の増減理由、ならびに、過年度の影響による追加保険料または返戻保険料の発生の有無

経過措置

保険会社は、当該ASUの開示規定を遡及適用し、過去の各事業年度について比較可能な開示を行う必要があります。ただし、直近報告期間のみに適用される規定を除きます。例えば以下のとおりです。

- ・ クレーム・ディベロップメント・テーブルおよび関連するテーブルは、累計の実績を表示するものであるため、比較可能な表を提供する必要はありません。保険会社が、適用開始年度において、クレーム・ディベロップメント・テーブルを提供するにあたり必要な情報を実務上入手できない場合には、適用開始年度末から起算して5年より前に発生した特定のカテゴリーのクレーム・ディベロップメント情報については、掲載する必要はありません。その後の各年度において、クレーム・ディベロップメント・テーブルへの表示が必要な最低年数は少なくとも1年ずつ増加しますが、財政状態計算書に表示する直近報告期間を含め10年を超える必要はありません。
- ・ 保険会社は、支払備金・未払損害調査費の計算に用いる判断の重要な変更に関する開示規定は、将来に向かって適用することになると考えられます。

当該ASUは、保険会社に対し、ASC 250-10に規定された経過措置に関する開示は求めていません。

先を見越して

現行の米国会計基準やSECの報告規定に基づき、当該ASUの遵守に必要な情報と類似した情報を蓄積・報告することに慣れている保険会社であっても、多くの事項に留意する必要があります。当該ASUで求められる開示の多くは、現行の開示よりも細分化が要求されるため、保険会社は、当該ASUの要求事項の遵守に必要なすべてのデータを捕捉する十分なシステムを確実に整備しておく必要があります。当該データとしては、通常、細分化した契約グループごとの少なくとも5年間のクレーム・ディベロップメントの情報が挙げられます。特に、健康保険会社は、現状このような情報の蓄積・報告を実施していない可能性があるため、社内システムに当該データの収集能力があるかを評価する必要があります。

さらに、保険会社は、当該開示(発生・支払ロス・ディベロップメント・テーブルに含まれる直近財務報告年度に関する開示を含む)の網羅性および正確性を担保するため、十分な内部統制が整備されているかについても評価する必要があります。

当該ASUは現行のSECの報告規定に影響を与えませんが、保険会社は、財務諸表に関するこの新たな開示によるMD&Aの記載内容の変更の必要性について、評価する必要があります。保険会社は、ベスト・プラクティスとしては、ガイド6に基づく開示と財務諸表での開示との差額を説明出来る、または当該差額を調整出来るようになることが望まれます。加えて、登録会社は、この新たな開示により報告される一定の財務データが、インタラクティブ・データ(XBRL¹⁰)による報告規定の対象となることに留意が必要です。このため、登録会社は、社内の財務報告担当者や第三者サービス・プロバイダーに対し、必要なインタラクティブ・データ・ファイルの作成のための十分なリード・タイムを与える必要があります。

多国籍保険会社は、IASBの保険プロジェクトを継続的にモニターし、IFRSと米国会計基準の要求事項の相違に注意を払った上で、必要な場合には、いずれかの会計基準に基づいて作成された財務諸表を、内部報告または法定の報告のためにもう一方の基準に基づいた財務諸表に変換することが可能なシステムおよび人員を有しているかを評価する必要があります。コンバージェンスに向けた取り組みの開始以降、FASBとIASBが取り組んできたそれぞれの保険プロジェクトの進展については、付録Cをご参照ください。

最後に、非上場の保険会社は、当該ASUの基準の遵守までさらに1年の猶予がありますが、当該基準の実施に必要な十分なシステムおよび統制を確実に整備するよう、この猶予期間を十分に活用すべきです。

¹⁰ eXtensible Business Reporting Language.

連絡先

この冊子に関するご質問は、以下に記載のデロイトの専門家までご連絡ください。

Rick Sojkowski

Partner

Deloitte & Touche LLP

+1 860 725 3094

rsojkowski@deloitte.com

Denis Mulcahy

Partner

Deloitte & Touche LLP

+1 212 436 4065

dmulcahy@deloitte.com

Mark Bolton

Director

Deloitte & Touche LLP

+1 203 761 3171

mbolton@deloitte.com

Joe DiLeo

Director

Deloitte & Touche LLP

+1 203 761 3195

jodileo@deloitte.com

付録A－発生・支払ロス・ディベロップメント・テーブル

当該ASUに基づき再現した下記のサンプル・テーブルは、単一の主要な短期商品(住宅所有者保険)を有する保険会社の場合、(1)発生保険金および割当損害調査費にかかる情報(再保険控除後)、(2)累計支払保険金および割当損害調査費にかかる情報(再保険控除後)、および(3)発生・支払クレーム・ディベロップメント・テーブルと、連結財政状態計算書に表示した直近報告期間の支払備金・未払損害調査費との調整、をどのように開示するかを例示したものです。

クレーム・ディベロップメント・テーブルに表示する直近報告期間より前の各期の情報は、必須補足情報と見なされます(保険会社がディベロップメント・テーブルの監査を受けることを選択した場合を除く)。当該ASUは、保険会社がディベロップメント・テーブルを表示すべき場所(例:補足明細として財務諸表外で表示するか、補足情報であることを明示の上で財務諸表注記に記載するか)については規定していません。ただし、当該ASUの「結論の根拠」では、「利用者にディベロップメントの傾向が最も適切に伝わるよう、クレーム・ディベロップメントの各年度をまとめて表示すべきである」としています。

住宅所有者保険

単位:千ドル

発生保険金および割当損害調査費(再保険控除後)											20Y6年12月31日現在	
事故 年度	12月31日を期末とする年度										既発生未報告 (IBNR) 備金 に報告済保険 金のディベロッ プメント予想を 加算した金額	報告済保険金 の累計件数
	20X7	20X8	20X9	20Y0	20Y1	20Y2	20Y3	20Y4	20Y5	20Y6		
20X7	\$ 10,000	\$ 9,900	\$ 9,700	\$ 9,800	\$ 9,750	\$ 9,750	\$ 9,600	\$ 9,650	\$ 9,575	\$ 9,550	\$ 5	39
20X8		10,950	11,000	10,500	10,750	10,850	10,600	10,250	10,150	10,250	30	37
20X9			12,000	11,750	11,500	10,900	10,900	10,850	10,750	10,500	90	38
20Y0				12,250	12,500	12,550	12,400	12,200	12,150	12,000	300	36
20Y1					12,300	12,500	12,650	12,750	12,800	12,850	900	35
20Y2						12,800	12,900	12,750	12,700	12,700	1,100	34
20Y3							13,000	13,250	13,100	13,150	1,500	31
20Y4								13,150	13,250	13,300	2,100	29
20Y5									13,500	13,250	3,100	26
20Y6										13,750	5,000	22
										<u>合計</u>	<u>\$121,300</u>	

住宅所有者保険

単位:千ドル

累計支払保険金および割当損害調査費(再保険控除後)											
事故 年度	12月31日を期末とする年度										
	20X7	20X8	20X9	20Y0	20Y1	20Y2	20Y3	20Y4	20Y5	20Y6	
20X7	\$ 3,000	\$ 5,000	\$ 5,500	\$ 6,000	\$ 6,800	\$ 7,500	\$ 8,500	\$ 9,000	\$ 9,050	\$ 9,075	
20X8		3,500	5,750	6,500	7,500	7,750	8,250	8,500	9,000	9,500	
20X9			3,750	6,000	6,500	7,500	7,900	8,250	8,950	9,700	
20Y0				3,750	6,250	7,250	7,750	8,900	9,700	9,950	
20Y1					4,250	5,500	6,750	8,000	8,950	9,250	
20Y2						4,125	5,250	7,000	8,000	9,000	
20Y3							4,500	5,750	7,250	7,750	
20Y4								4,600	6,000	6,950	
20Y5									4,750	6,125	
20Y6										<u>4,850</u>	
									<u>合計</u>	\$ 82,150	
										20X7年以前の未確定負債残高(再保険控除後)	<u>1,400</u>
										支払備金・未払損害調査費(再保険控除後)	<u>\$ 40,550</u>

発生・支払クレーム・ディベロップメントの開示と、支払備金・未払損害調査費との調整

20Y6年12月31日	
未確定負債残高(純額)	
住宅所有者保険	\$ 40,550
その他の短期保険商品	<u>1,976</u>
支払備金・未払損害調査費(再保険控除後)	<u>42,526</u>
未払保険金のうち再保険による回収可能額	
住宅所有者保険	13,880
その他の保険商品	<u>283</u>
未払保険金のうち再保険による回収可能額合計	<u>14,163</u>
短期以外の保険商品	3,315
未割当損害調査費	2,420
その他	<u>10</u>
	<u>5,745</u>
支払備金・未払損害調査費合計(総額)	<u>\$ 62,434</u>

付録B—実際の保険金支払までの期間

以下のサンプル・テーブルは、当該ASUから再現したものです。1つ目のテーブルは、単一の主要な短期商品(住宅所有者保険)を有する保険会社の場合、発生保険金に対する年間平均保険金支払率(経過年数別、再保険控除後)(つまり、経過年数別に見た、保険金支払までの期間の履歴)をどのように開示するかを例示したものです。このテーブルは、クレーム・ディベロップメント・テーブルから算出されるため、必須補足情報と見なされます(付録A参照)。

2つ目のテーブルは、必須の開示ではなく、情報提供のみを目的として表示するものです。このテーブルは、保険会社が、付録Aのクレーム・ディベロップメント・テーブルの例示に記載される情報を用いて、この付録の最初のテーブルにある1年目および2年目の年平均保険金支払率をどのように計算するかを示しています。残る3年目から10年目までの補足計算は表示していません。

発生保険金に対する年間平均保険金支払率(経過年数別、再保険控除後)										
経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
住宅所有者 保険	33.8%	14.9%	8.5%	7.2%	6.6%	4.9%	5.4%	5.7%	2.7%	0.3%

1年目の保険金支払率				2年目の保険金支払率			
事故年度	1年目の 支払保険金 (A)	直近の 発生保険金の 再見積額 (B)	1年目の 保険金支払率 (A) / (B) = (C)	事故年度	2年目末までの 支払保険金合計 (D)	2年目の	
						支払保険金 (D) - (A) = (E)	保険金支払率 (E) / (B)
20X7	\$ 3,000	\$ 9,550	31.4%	20X7	\$ 5,000	\$ 2,000	20.9%
20X8	3,500	10,250	34.1%	20X8	5,750	2,250	22.0%
20X9	3,750	10,500	35.7%	20X9	6,000	2,250	21.4%
20Y0	3,750	12,000	31.3%	20Y0	6,250	2,500	20.8%
20Y1	4,250	12,850	33.1%	20Y1	5,500	1,250	9.7%
20Y2	4,125	12,700	32.5%	20Y2	5,250	1,125	8.9%
20Y3	4,500	13,150	34.2%	20Y3	5,750	1,250	9.5%
20Y4	4,600	13,300	34.6%	20Y4	6,000	1,400	10.5%
20Y5	4,750	13,250	35.8%	20Y5	6,125	1,375	10.4%
20Y6	4,850	13,750	35.3%				
	平均		33.8%		平均		14.9%

付録C—国際的コンバージェンス

FASBの保険契約プロジェクトは、IASBとのコンバージェンス・プロジェクトとして始まりました。両審議会は、保険会計モデル案の特定の要素については合意に至りましたが、残る哲学的差異を埋めることはできませんでした。2013年6月、IASBは保険契約に関する2回目の公開草案¹¹を公表しましたが、FASBは、同じトピックに関して、ASU案¹²を別途公表しました。これらの案に関する追加の情報は、デロイトの2013年8月6日付「*Heads Up*」をご参照ください。

2014年2月、FASBは、ASU案に関して受領したフィードバックに基づき、今後、米国会計基準の現行の保険会計モデルの改善を目的とした取り組みに注力することを決定しました。加えて、FASBは、保険プロジェクトを、短期保険契約、長期保険契約それぞれを取り扱う2つの別個のプロジェクトに分けることを決定しました。当該ASUの最終版は、短期保険契約にかかるFASBプロジェクトが結実したものです。当該2つ目のプロジェクトについて、FASBは、長期保険契約の認識、測定および開示の改善を目的として検討する予定です。

IASBは現在、2013年の公開草案について再検討しており、最終的な基準の公表は2015年より後となる見込みです。IASBの暫定的決定を踏まえると、IASBの最終的な基準には、米国会計基準とは著しく異なった短期契約の会計モデルおよび開示規定が含まれる可能性が非常に高いと考えられます。2015年3月まで行われた当該IASBの再検討における暫定的決定に関する情報は、デロイト・トウシュート・マツ・リミテッドの2015年3月23日付「*IFRSプロジェクト・インサイト—保険契約*」をご参照ください。

当該ASUで求められる開示は、IFRS 第4号¹³で現状求められている特定の開示にある程度類似しています。例えば、両基準とも、保険負債の増減に関する調整および仮定の重要な変更に関する開示を求めています。当該ASUと同様に、IFRS第4号は、企業に対し、「従前の見積りと実際の保険金額との比較（つまり、クレーム・ディベロップメント）」に関する開示を求めており、また、当該開示は「10年を超えて遡る必要はない」ことを明確化しています。

ただし、当該ASUとIFRS第4号の要求事項との間には相違があります。例えば、当該ASUでは、要求事項がより詳細になっており、開示における細分化の程度はIFRS第4号のものとは異なる可能性があります。さらに、IFRS第4号は「保険会社は、保険金額および支払時期に関する不確実性が通常1年以内に解消される保険金については開示を行う必要はない」としていますが、当該ASUではそのような例外は規定していません。また、IFRS第4号は、RSIとしてのロス・ディベロップメント情報について何ら特定していません。

加えて、IFRS第4号は、保険リスクの集中および保険リスクに対する感応度に関する特定の開示を求めています。当該ASUでは求められていません。同様に、当該ASUでは、保険金支払までの期間に関する情報の開示が求められていますが、IFRS第4号には含まれていません。

¹¹ IASB公開草案「*保険契約*」

¹² 注記2参照

¹³ IFRS第4号「*保険契約*」

登録のお申込

出版物の発行をお見逃しなく！スポットライトおよびその他のデロイトの出版物をお受け取りになるには、ご登録が必要です。以下のウェブサイトに関心のある業界の 카테고리 を選択し、特に関心のある項目の欄にチェックを入れてください (www.deloitte.com/us/accounting/subscriptions)。選択された業界に関する出版物とともに、選択したその他のデロイトの出版物やウェブキャストのご案内を電子メールでお送りします。

財務責任者のためのDbriefs

Dbriefsへぜひご参加ください。Dbriefsとは、デロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な論点を常に把握しておくために必要な、実践的な戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じて、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

DbriefsはCPEクレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取り頂き、Dbriefsにご参加ください (www.deloitte.com/us/dbriefs)。

ご登録頂くことにより、今後予定されている以下のDbriefsウェブキャストの閲覧が可能となります。下記のリンクより今すぐご登録ください。

- [Environmental, Social, and Governance Performance: Market Developments Regarding Measurement, Disclosures, and Evaluation](#)
(5月28日,午後2時(東部夏時間))。

テクニカルライブラリーと US GAAP Plus

デロイトは、ご登録いただいた方々を対象に、会計や財務上の開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。テクニカルライブラリー(The Deloitte Accounting Research Tool)と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計およびSECマニュアルならびにその他の会計およびSECガイダンスの解説のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SECの資料などが含まれています。

営業日ごとに更新されるテクニカルライブラリーは、直感的に使用できるデザインとナビゲーションシステムを有しており、強力な検索機能と併せて、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報入手が可能となります。テクニカルライブラリーの登録者には、当該ライブラリーの最新情報をハイライトした *Technically Speaking* も毎週お送りします。登録およびオンラインデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

また、デロイトの無料ウェブサイトである **US GAAP Plus** も是非ご覧ください。会計に関するニュース、情報および米国GAAPに焦点を当てた刊行物などをご覧頂けます。当該ウェブサイトでは、*FASBの活動に関する記事およびFASB会計基準編纂書™*のアップデート、ならびにPCAOB、AICPA、SEC、IASBおよびIFRS解釈指針委員会などのその他の米国および国際的な基準設定機関や規制当局の動向もご覧頂けます。今すぐチェックしてください。

「スポットライト」シリーズは、デロイトのNational Office Accounting Standards and Communications Groupが作成しています。このシリーズの新刊は動向に応じて発行されます。本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務、またはその他の専門的アドバイスもしくはサービスを提供するものではありません。本資料は専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定や行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある決定または行為を行う前には、資格のある専門家のアドバイスを受けることが望まれます。

デロイトは、本資料に依拠した利用者が被った損失について一切の責任を負わないものとします。

本資料において、「デロイト」はデロイトLLPの子会社であるデロイト&トウシュLLPを意味します。デロイトLLPおよびその子会社の法的構造の詳細については、www.deloitte.com/us/about をご覧ください。保証業務を提供しているクライアントに対しては、規則や規制に基づき、特定のサービスを提供できない場合があります。

Copyright © 2015 Deloitte Development LLC. All rights reserved. Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited.

(日本語版について)

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人・トーマツ、デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Copyright © 2015 Deloitte Development LLC. All rights reserved.
Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited.
Translation: © 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC

